

議第 2 3 号

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年呉市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 2 項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である特定短時間勤務職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない特定短時</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 2 項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあつては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命</u></p>

間勤務職員

(ウ) 略

イ・ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 特定短時間勤務職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該特定短時間勤務職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該特定短時間勤務職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該特定短時間勤務職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 略

権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない特定短時間勤務職員

(イ) 略

イ・ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 特定短時間勤務職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該特定短時間勤務職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該特定短時間勤務職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該特定短時間勤務職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例

で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、特定短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該特定短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該特定短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが当該特定短時間勤務職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(任期付短時間勤務職員についての給与

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 略

(任期付短時間勤務職員についての給与

条例の特例)

第 2 2 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 1 6 条の 3 (見出しを含む。)	再任用職員	任期付短時間勤務職員
	第 6 条の 3, 第 7 条	第 7 条
第 1 7 条	再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成 1 4 年法律第 4 8 号) 第 5 条の規定により採用された短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第 2 3 条 部分休業 (育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) をすることができない職員 (同項の条例で定める職員をいう。) は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員 (地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員等」という。) を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である特定短時間勤務職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定

条例の特例)

第 2 2 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 1 6 条の 3 (見出しを含む。)	再任用職員	任期付短時間勤務職員
	第 6 条の 3, 第 7 条	第 7 条

(部分休業をすることができない職員)

第 2 3 条 部分休業 (育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) をすることができない職員 (同項の条例で定める職員をいう。) は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員 (地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員等」という。) を除く。)

短時間勤務職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第27条 略

第29条 略

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、育児休業における取得要件の緩和その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。